

資料1

平成29年度地域医療構想調整会議の進め方にについて(案)

平成29年8月
三重県健康福祉部医療対策局

国 の 考 え 方	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
	1回目	2回目	3回目	4回目								
<ul style="list-style-type: none"> ●病床機能報告や医療計画データブック等を踏まえた役割分担について確認 ・各医療機関の役割の明確化 ・各医療機関の病床機能報告やデータブックの活用 ・不足する医療機能の確認 	<ul style="list-style-type: none"> ●機能・事業等ごとの不足を補うための具体的な議論 ・地域で整備が必要な医療機能を具体的に示す ・病床機能報告に向けて方向性を確認 	<ul style="list-style-type: none"> ・機能ごとに具体的な医療機関名を挙げたうえで、機能分化の決定 	<ul style="list-style-type: none"> ・具体的な医療機関名や連携評価のための指標、次年度の基金の活用等を含むとりまとめを行う 									

- ・今後の調整会議や医療機関との協議の進め方の確認・構想区域における医療提供体制の現状や今後の方向性の検討
- ・構想区域における在宅医療体制整備の現状共有及び今後の方向性の検討
- ・地域医療構想実現に向けた病床機能転換のための取組について
- ・医療計画策定状況の報告

- ・基金を利用した機能転換等の進捗状況の報告
- ・在宅医療体制の整備状況の報告
- ・「2025年にめざすべき医療提供体制の方向性」における医療機関の役割の明確化

県の進め方（案）

地域医療構想策定後の取組について

1 地域医療構想調整会議における医療機関相互の協議

(1) 協議の場のあり方

① 地域医療構想調整会議と個別協議

- ・ 地域医療構想調整会議は、以下の協議を行うため、年 1 回以上開催する。
 - i 区域の医療提供体制の構築に関する事項
 - ii 区域の病院・有床診療所が担うべき病床機能に関する事項
 - iii 医療介護総合確保法に基づく県計画（地域医療介護総合確保基金の事業計画）に盛り込む事業に関する事項（各構想区域ごとの目標を含む）
 - iv その他、地域医療構想の達成を推進するために必要な事項
- ・ 個別協議は、医療機能の分化・連携に係る協議をより効果的・効率的に進める観点から、テーマを絞るとともに、委員の一部や委員以外の病床を有する医療機関を集めるなどして、適宜開催する。
- ・ 2025 年に向けて、地域医療構想調整会議と個別協議を織り交ぜながら実施していくことで、地域医療構想の実現に向けた取組を進めていく。
- ・ 地域医療構想調整会議は、これまでどおり公開とし、個別協議については医療機関の経営に係る情報等を取り扱うことから、原則として非公開とする。

(2) 議論する内容及び進め方（国の検討会において整理）

① 医療機関の役割分担について

- ア 構想区域における将来の医療提供体制を構築していくための方向性の共有
 - (ア) 構想区域における医療機関の役割の明確化
 - ・ 地域における救急医療等を担う医療機関（公的医療機関等）が、どのような役割を担うかを明確化する
 - ・ その他の医療機関については、これらの医療機関との連携や、地域の多様な医療ニーズをふまえ、それぞれの役割を明確化する。
 - (イ) 将来に病床機能の転換を予定している医療機関の役割の確認
 - ・ 地域医療構想の方向性との整合性を確認する。
 - (ウ) 地域医療構想調整会議での検討結果をふまえ、方向性を定め、関係者間で共有
 - (エ) 高額医療機器についても、医療資源の有効活用の観点から協議を実施
- イ 病床機能の転換や増床に係る計画が明らかとなった医療機関等への対応
 - ・ 地域医療構想との整合性を確認する。

ウ 方向性を共有した上での医療機能の分化・連携の推進

- 各医療機関において、病床機能の転換等を進め、毎年の病床機能報告の結果を共有し、進捗確認を行う。

② 医療機能の分化・連携に向けた方策の検討

ア 将来の医療提供体制を実現するために必要な事項の検討

- 各医療機関がどの医療機能に今後機能転換するかを明確にするほか、充足すべき医療機能について、整備すべきストラクチャー、マンパワー等の見込みや、地域連携パス等に関わる関係者間の役割といった事項についても検討する。

イ 実現するための方策の検討

- 各医療機関の有する医療資源を基に、対応が必要な事項について、医療機器等のストラクチャーの共同利用や、連携によるマンパワーを補う方法等を検討する。

③ 地域住民への啓発

ア 共有した方向性をふまえた医療へのかかり方の周知

(3) 各構想区域で今後議論していくべき課題

各構想区域で議論していくべき課題（テーマ）については、調整会議議長等と事前に協議のうえ決定する。

(4) その他

未稼働病床の整理についても、引き続き病床の稼働状況の把握等の進捗管理を行いながら、地域医療構想調整会議において協議していくこととする。

2 各医療機関の取組と県による支援（策定ガイドライン）

(1) 各医療機関での取組

- 各医療機関は、自らの行っている医療内容やその体制に基づき、将来目指していく医療について検討を行う。
- 病床機能報告制度等により、地域における自院内の病床機能の相対的位置付けを客観的に把握した上で、病棟単位で当該病床の機能に応じた患者の收れんのさせ方や、それに応じた必要な体制の構築などを検討する。
- 併せて、医療機関相互の協議により、例えば、がん入院医療の役割を医療機関の間で臓器別に分担すること、回復期のリハビリテーション機能を集約化すること、療養病床について在宅医療等への転換を進めること等における自院の位置付けを確認する。

(2) 県の取組

① 病床機能報告による現状と地域医療構想における必要病床数との比較

- ・ 病床機能報告制度により、各医療機関が担っている病床機能の現状を把握・分析するとともに、その結果と必要病床数とを比較し、地域全体の状況として把握する。

② 構想区域における医療機能区分ごとの医療機関の状況の把握

- ・ 各医療機関が地域における自院の位置付けを容易に把握できるよう、病床機能報告を基に、構想区域における医療機能区分ごとの医療機関の状況を整理する。その際、主な疾患における分布や、提供されている医療の内容に関する情報など、より検討に適した資料・データとなるように留意する。

③ 地域医療構想調整会議の促進に向けた具体策の検討

- ・ 医療機関相互の協議を進め、不足している病床機能への対応（過剰となると見込まれる病床機能からの転換を含む。）について、具体的な対応策を検討し提示する。

④ 平成 37（2025）年までのP D C A

- ・ 平成 37（2025）年まで毎年、進捗状況の検証を行い、地域医療構想の実現を図る。